

くらしに役立つ学習会



インターネット消費者トラブル回避術！

～正しく使って生活を快適に～



スマートフォンは、今や生活になくてはならないものになってきています。70歳代の60%、80歳代の25%の方が利用、20歳代30歳代の若年層では100%以上、一人で複数台を利用しているようです。

トラブルも多いため高齢者の中には「怖くて使えない」という声もありますが、メリットも多いので怖がらず『安全安心』に、楽しく使いこなすことを目指してみませんか？

5月19日に公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の安部泉さんに安全に使うためのポイントをご講義いただきました。


スマートフォンを安全に使うための対策

- ◇非正規のアプリは、インストールしない。
- ◇ウイルス対策ソフトを入れる。
- ◇最新のOSとアプリケーションを使う。
- ◇怪しいサイトを閲覧しない。
- ◇リンク先をチェックする。
- ◇フリーWi-Fi接続は、危険があることを意識する。
- ◇ウイルス感染対策のため、バックアップを取る。
- ◇パスワードの使い回しをしない。

ネットショッピングで気を付けるポイント

通信販売は、クーリングオフできません。商品を購入する前にサイト情報をよく確認しましょう。

◇販売元サイトの安全性の確認ポイント

- ・URLに鍵マーク 
- ・httpの後にS（安全）が付きhttpsとなっている。comやjp（日本）がある。
- ・代表者や所在地、電話番号が実在している。
- ・販売元の評判を事前に調べる。（クチコミで検索）

◇通信販売事業者には、『特定商取引法』という法律で、表示すべき内容が定められています。

業者にとって都合の悪いことは、分かり難いところに書いてあることがあります。必ず明記しています。面倒でもしっかり探し確認しましょう。

- ・返金、返品ガイドラインの記載。
- ・支払い方法が、代金先払い、代金引換えのみの取引だけではなく選択肢がある。
- ・引き渡し時期や送料の妥当性。



こんなSMSに気をつけて



スマートフォンや携帯電話のSMS機能を使った詐欺事例が多く起きています。SMSは電話番号で短いメールのやり取りができます。詐欺業者が主にランダムに押した番号で繋がり、覚えのない相手から「料金未納のお知らせ」や「宅配便の不在通知」などのメッセージが届きます。そこには、URLのサイトに接続するよう指示がありますが、接続は絶対にしないでください。個人情報の流出や乗っ取りの被害がでています。無視をしましょう。

* * * *

高齢の受講者が多いと予測されましたので・アカウント・SNS・SMS・OS・アプリ・リンク・URLなど用語の説明から始めてくださいました。カタカナ語や英字の用語に気後れしてしまいますが分かりやすく丁寧な説明にほっとしました。「正しく怖がる」を目標に十分に気を付けながら利用していきたいと思いました。不安なこと、困った時は、消費生活センターに相談してください。

（文責 広報部）

相談室 ネットで簡単に



副業？情報商材？

簡単に儲かると SNS で勧められ、副業をするため情報商材を購入したものの儲からないという相談が多く寄せられています。

《事例1》

インターネットで求人に応募したところ、不採用との結果が SNS で届いた。その事業者から別の仕事もあると SNS のグループ通話に案内され説明を聞いた。仕事はその会社が運営しているサイトの会員になり、会員を増やしたり FX やモニターなどをして汗を流して働かなくても収入が得られるというものだった。その後電話で仕事のための情報商材を購入するよう勧誘されて契約。代金5万9800円をクレジットカードで決済した。初回のレクチャーを受ける日程を設定した。日程変更しようと SNS で連絡したら、既読スルーされ信用できなくなったので解約したい。契約書面は受け取っていない。

(30代)

《事例2》

友人に誘われ、儲かるからと勧誘された投資のやり方を教えてくれるセミナーとその教材の USB を契約した。マルチ商法との説明は受けている。お金が無いと言ったら消費者金融から借りるよう言われ借りた。58万円を勧誘した人に渡した。USB は受け取っているが、家族に相談したところ反対されたのでクーリング・オフをしたい。

(20代)

《アドバイス》

事例1は電話勧誘販売にあたり、クーリング・オフが可能なので通知を出すよう助言しました。後日、事業者から経緯を知りたいとの要望があったので、経緯書を送付したところクーリング・オフを認めクレジットカード会社を通して返金になりました。事例2もクーリング・オフ通知を出すよう助言。念のためセンターから電話をしました。事業者は出す返金はされませんでした。クーリング・オフ通知先が不明、海外の事業者で交渉が不可能等、対応が困難な事業者も年々増えています。「誰でも簡単に楽に稼げる」仕事はありません。仕事をするために高額な支払いをするよう言われても、不審に思い、うまい話には乗らないようにしましょう。

花火による子供のやけどに 注意しましょう

子供が花火で遊んでいる際にやけどを負ったという事故が発生しています。

- ・火花によるやけど、着衣等への着火を伴ったやけど、燃えカスによるやけどの事例があります。
- ・3歳以下の子供の事故が多く発生しています。取り扱い説明書に従い距離を置いて見せるなどして花火を楽しみましょう。
- ・風の強い場合は花火で遊ばせないようにしましょう。
- ・着衣に着火した場合の対処を覚えておきましょう。
- ・花火が消えたらすぐに水につけましょう。

(独立行政法人国民生活センター)

2023年6月14日公表

「まちだくらしフェア2023」を、7/28(金)・29(土)に開催いたしました。ご来場ありがとうございました！

《消費生活センター 今後の学習会予定》

「必要となるその前に！成年後見制度を学ぼう～任意後見と法定後見の違い～」

9/8(金) 午前10時～正午 町田市民フォーラム4階 第2学習室

【お申込み先】 町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】 町田市消費生活センター 042-725-8805